

愛媛県_全国がん登録研修会

初回の治療情報 ⑱～㉔

㉔その他の治療

独立行政法人国立病院機構
四国がんセンター
愛媛県がん登録室

②⑤その他の治療の有無

自施設で実施された初回治療のうち、

⑱外科的治療、⑲鏡視下治療、⑳内視鏡的治療、㉑放射線療法、
㉒化学療法、㉓内分泌療法の いずれにも該当しない その他の治療
の有無

- 当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた当該がんの縮小・消失を意図したその他の治療のうち、診療計画等に記載されたもの
とします。
- 当該腫瘍に対して最初に計画されたものでない治療は含みません
(届出マニュアルの『初回治療の定義』を参照)。
- 症状の緩和を目的に行われた治療は含みません。

②5 その他の治療の有無

自施設で実施された初回治療のうち、

⑱外科的治療、⑲鏡視下治療、⑳内視鏡的治療、㉑放射線療法、

㉒化学療法、㉓内分泌療法の いずれにも該当しない その他の治療の有無

- 当該がんの縮小・消失を意図した治療とします。

縮小・消失が目的

当該がんの縮小・消失が記載されたもの

- 当該腫瘍の縮小・消失を意図しない治療（届出マニフェストに記載された治療）

最初に計画され、カルテ等に記載された治療

縮小・消失は含みません

- 症状の緩和を目的とした治療

緩和目的は含まない

←がんの縮小・消失が目的ではないから

その治療は、がんの消失や縮小のために行われたか？

②⑤その他の治療の有無

自施設で実施された初回治療のうち、

①⑧外科的治療、①⑨鏡視下治療、②⑩内視鏡的治療、

→ 切除ではない

②②放射線療法、②③化学療法、②④内分泌療法の

→ 放射線や化学療法
などでもない

いずれにも該当しない その他の治療の有無



①⑧～②④に該当しない初回治療が行われていた時に
「1.自施設で施行」を選択。

初回治療とは？

最初の診断に引き続き行われたがん治療

- ✓ 診療計画等に記載されたもの
- ✓ 施設における標準的ながん治療計画

がん治療

- 当該がんの**縮小・消失**のために行った治療
- がんによる**症状の緩和・軽減**
- 経過観察

腫瘍情報 ⑫治療施設

当該がんの初回治療を、どの施設で開始、実施したかを判断するための項目

がん治療

- 当該がんの**縮小・消失**のために行った治療
- がんによる**症状の緩和・軽減**
- 経過観察

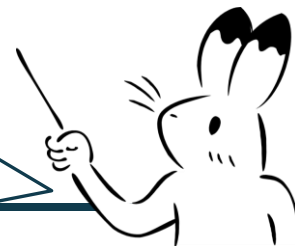
初回の治療情報 ⑱～㉔

縮小・消失のために**自施設**で行った
初回治療を登録

がん治療

- 当該がんの**縮小・消失**のために行った治療
- がんによる症状の緩和・軽減
- 経過観察

症状緩和、経過観察は、
がんの縮小・消失目的ではないため、
その他の治療ではありません。



②⑤その他の治療とは？

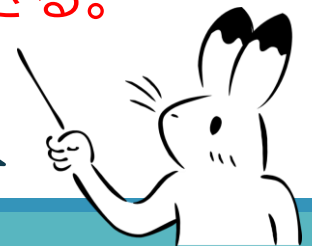
①⑧～②④に該当しない初回治療

たとえば…

- 免疫療法(腫瘍細胞に対する宿主の生物学的応答の修飾による治療)〈分子標的薬を除く〉
 - ・ 悪性黒色腫、脳腫瘍に対するインターフェロン
 - ・ 膀胱がんに対するBCG
- 肝動脈化学塞栓療法のような血管塞栓術 → 栄養血管を塞栓し、がんを兵糧攻めにする。
- レーザー、ラジオ波などによる腫瘍焼灼術 → がんを焼ききる。

↑がん登録では、化学療法
※全国がん登録届出マニュアル
②化学療法の有無参照

症状緩和、経過観察は、がんの縮小・消失目的ではないため、
その他の治療ではありません。



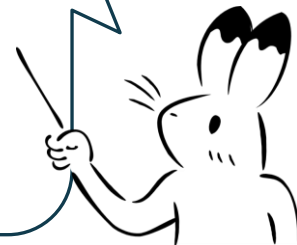
免疫療法って？

免疫療法として民間や一部の医療機関で勧められる治療の多くは、科学的根拠が十分に検証されておらず、今までのところ有効性の確立したものは、ほぼありません。

Q44免疫療法, 免疫チェックポイント阻害薬とはどのような治療ですか
<日本肺癌学会HPより>

○届出の必要な治療の判断の目安

- ・ 病院等で**保険診療**で受けられる
(**=保険収載されている**)治療
- ・ **標準治療**として行われているもの



症状緩和、経過観察は？

がんの縮小・消失目的ではないため、

②⑤その他の治療ではありません。

自施設で初回治療として、
症状緩和、経過観察しか行っていない時は、
初回の治療情報 ①⑧～②⑤ すべて『2.自施設で施行なし』
を選択。

※②①外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲は『6.観血的治療なし』

その治療は、がんの消失や縮小
のために行われましたか？



がんの手術

がん登録
初回の治療情報

手術(外科治療) もっと詳しく <国立がん研究センターHPより>

⑱ 外科的治療

直視下手術

手術する部位を直接目で見ながらがんを取り除く方法。
開腹手術や開胸手術など。

⑲ 鏡視下治療

鏡視下手術

手術する部位を腹腔鏡や胸腔鏡で見ながらがんを取り除く方法。
腹腔鏡下手術や胸腔鏡下手術、ロボット支援下手術など

がん登録では、**皮膚切開を加えるなど、自然開口部※以外から挿入**された光学機器を用いて(光学機器の視野下で)行われる病巣切除術を『鏡視下治療』とします。※ 口唇(腔)、鼻孔(腔)、尿道口、肛門、膣口、乳管等を指す。

内視鏡治療

<国立がん研究センターHPより>

⑳ 内視鏡的治療

内視鏡治療

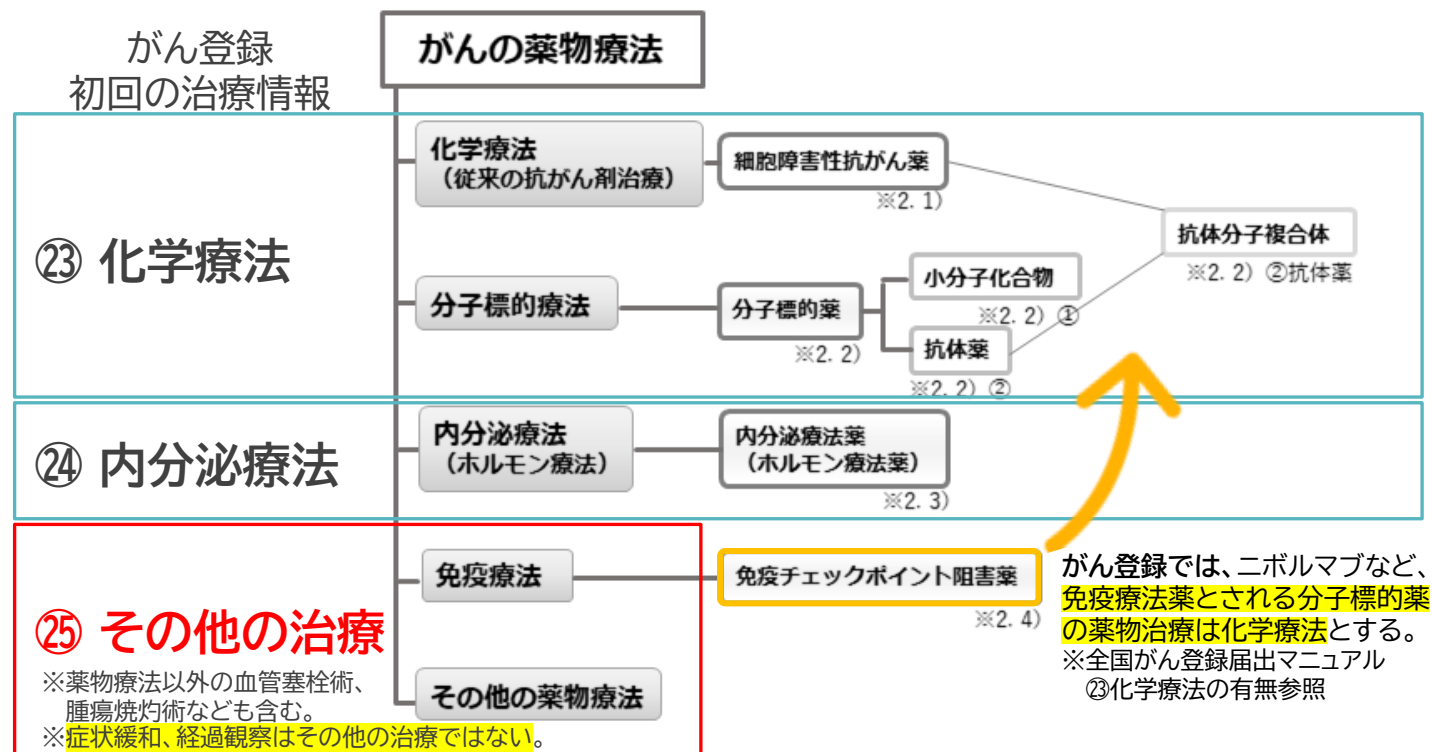
がん登録では、**自然開口部(※)を介して挿入**された光学機器(内視鏡)による視野を用いた病巣切除術を内視鏡的治療と定義します。
※ 口唇(腔)、鼻孔(腔)、尿道口、肛門、膣口、乳管等を指す。

早期のがんを切除したり、
がんによって起こる症状を和らげたりするために、
内視鏡を使って行う治療。
内視鏡治療で切除できるがんは、
食道がん、胃がん、十二指腸がん、大腸がん、膀胱がん等

↑※がん登録では、緩和治療は
⑳内視鏡的治療に含まない

がんの薬物療法

図2 がんの薬物療法と主な薬の種類（※は本文中の記載箇所）



薬物療法 もっと詳しく:[[国立がん研究センター がん情報サービス 一般の方へ](#)]